

伊方原発広島高裁決定の意義と これからの課題

平成29年12月13日、広島高等裁判所は伊方原発3号機について「火山の影響による危険性について、伊方原発が新規規制基準に適合しているとした規制委員会の判断は不合理である」として平成30年9月30日までの運転停止を命ずる決定を出しました。

この裁判所の決定についての世論の反応は様々ですが、この決定の是非を考えていくためには「原発と火山」の関係を含む原子力行政を理解することが必要となります。

本シンポジウムでは、差止訴訟の申立人代理人2名をお招きして、広島高裁決定のポイントを講演して頂くとともに、今後の原子力行政のあり方についても議論をしていきます。

日時 平成30年 **4月21日** 13時～16時

場所 **広島弁護士会館 3階大ホール**

**入場
無料**

第1部 基調講演「伊方原発広島高裁決定と弁護団から見た意義」

講師



海渡 雄一 弁護士
(第二東京弁護士会所属)



中野 宏典 弁護士
(山梨県弁護士会所属)

第2部 パネルディスカッション「伊方原発広島高裁決定の法的・政策的妥当性を考える」

パネリスト 基調講演者 2名

周辺地図

